林業施設整備等利子助成事業実施要領

[平成23年4月1日付け22林政企第66号 林野庁長官通知] 最終改正 令和4年4月26日付け4林政企第9号

第1 事業の種類

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱(平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)の別表1に基づく林業施設整備等利子助成事業の実施については、この要領に定めるところによるものとする。

第2 補助事業者

この事業の補助事業者は、全国木材協同組合連合会(以下「補助事業者」という。)とする。

第3 事業内容

- 1 林業施設整備等利子助成事業
 - (1) 事業対象者

この事業の対象者は、次に掲げるものとする。

- ア 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定 措置法(昭和54年法律第51号)第3条第1項又は第4条第1項若 しくは第2項の認定を受けた林業者等
- イ 事業用資産について、暴風雨・豪雪等自然災害の被害を受けたことにより、災害復旧等のための資金を必要とし、かつ、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けた林業者等
- ウ 自己の責めに帰すことのできない社会的又は経済的環境の変化等の事由による影響を受けたことにより、その経営を継続するための資金を必要とし、かつ、当該影響についての内容を証明できる林業者等
- エ 森林経営管理法 (平成30年法律第35号) 第36条第2項の規定に より公表されている民間事業者
- オ 林業経営体の育成について (平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知)3の(2)のアに基づき都道府県が選定した 育成経営体

(2) 融資機関

この事業の融資機関は、次に掲げるものとする。

ア 株式会社日本政策金融公庫(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金

融公庫。以下「公庫」という。)

- イ 民間金融機関であって、次に掲げるもの
 - ① 銀行
 - ② 信用金庫
 - ③ 農業協同組合法 (昭和 22 年法律第 132 号) 第 10 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の事業を併せ行う農業協同組合及び農業協同組合連合会
 - ④ 信用協同組合
 - ⑤ 農林中央金庫
- (3) 対象資金

この事業の対象資金は、以下に定めるものとする。

- ア 公庫が取り扱う資金であって、次に掲げるもの(以下「公庫資金」 という。)
 - ① 林業経営育成資金(森林取得) (株式会社日本政策金融公庫法 (平成 19 年法律第 57 号。以下「公庫法」という。) 別表第 1 第 8 号の下欄のワに掲げる資金(株式会社日本政策金融公庫法別表 第 1 第 8 号の下欄に掲げる資金を指定する等の件(平成 20 年 9 月 30 日財務省・農林水産省告示第 36 号。以下「告示」という。) 第 6 号の 1 から 3 までに掲げるものに限る。) 又は沖縄振興開発金融公庫法施行令(昭和 47 年政令第 186 号。以下「沖縄政令」という。) 第 2 条第 1 号のワに掲げる資金(沖縄振興開発金融公庫法施行令第 2 条の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件(昭和 47 年 8 月 1 日総理府・大蔵省告示第 4 号。以下「沖縄告示」という。) 第 6 号の 1 から 3 までに掲げるものに限る。) をいう。以下同じ。)
 - ② 農林漁業施設資金(公庫法別表第1第8号の下欄のネに掲げる 資金(林業者の共同利用に供するものに限る。)若しくは同号の 下欄のナに掲げる資金(告示第10号の1又は2に掲げるものであ って、同号の(3)に掲げる施設に係るものに限る。)又は沖縄政 令第2条第1号ツに掲げる資金(林業者の共同利用に供するもの に限る。)若しくは同号ネに掲げる資金(沖縄告示第10号の1又 は2に掲げるものであって、同号のハに掲げる施設に係るものに 限る。)をいう。)
 - ③ 林業基盤整備資金(公庫法別表第1第8号の下欄のリ若しくは ルに掲げる資金又は沖縄政令第2条第1号リ若しくはルに掲げる 資金をいう。)
 - ④ 農林漁業セーフティネット資金(公庫法別表第1第8号の下欄

- のヲに掲げる資金(告示第5号の1から3までに掲げる資金に限る。)又は沖縄政令第2条第1号ヲに掲げる資金(沖縄告示第5号の1から3までに掲げるものに限る。)をいう。)
- ⑤ 林業構造改善事業推進資金(公庫法別表第1第8号の下欄のネに掲げる資金(林業者の共同利用に供するものに限る。)若しくは同号の下欄のナに掲げる資金(告示第10号の1又は2に掲げるものであって、同号(3)に掲げる施設に係るものに限る。)又は沖縄政令第2条第1号ツに掲げる資金(林業者の共同利用に供するものに限る。)若しくは同号の下欄のネに掲げる資金(沖縄告示第10号の1又は2に掲げるものであって、同号のハに掲げる施設に係るものに限る。)をいう。)であって、交付要綱別記1の第2の2に基づく承認を受けた事業計画により事業を実施するために必要な資金
- イ (2)のイの①から⑤までに掲げる民間金融機関が融通する資金であって、次に掲げるもの(以下「民間資金」という。)
 - ① 相続等により森林や林業機械等の事業用資産が分散することを 防止するために必要な資金
 - ② 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)による影響を受けた林業者(個人にあっては林業所得が総所得の過半を占める者、法人にあっては当該法人の総売上高のうち林業に係る売上高が過半を占める者に限る。以下同じ。)が、林業経営の維持安定を目的とした債務の償還負担の軽減に必要な資金であって、独立行政法人農林漁業信用基金(以下「信用基金」という。)の債務保証を受けたもののうち次に掲げるものを除いた資金
 - (ア) 公庫が融通する資金
 - (イ) 林業・木材産業改善資金(林業・木材産業改善資金助成法 (昭和51年法律第42号)第2条第1項の林業・木材産業改善資金をいう。以下同じ。)
 - (ウ) 木材産業等高度化推進資金(林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について(昭和54年8月23日54林野企第83号林野庁長官通知)第7及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法の運用について(平成8年11月1日付け8林野流第106号林野庁長官通知)第9に規定する木材産業等高度化推進資金をいう。以下

同じ。)

- (エ) 国の補助金を財源として利子補給補助若しくは利子助成補 助を行う資金又は国が融通する資金
- (オ) 返済期到来後未返済となっている債務及び返済期未到来の 債務のうち新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改 正する法律(令和2年法律第4号)の施行日より前に生じた 期限延長、借換え等により実質的に延滞又は固定化している とみなされる債務
- ③ コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等による影響を受けた林業者が、林業経営の維持安定を目的とした債務の償還負担の軽減に必要な資金であって、信用基金の債務保証を受けたもののうち次に掲げるものを除いた資金
 - (ア) 公庫が融通する資金
 - (イ) 林業・木材産業改善資金
 - (ウ) 木材産業等高度化推進資金
 - (エ) 国の補助金を財源として利子補給補助若しくは利子助成補助を行う資金又は国が融通する資金
 - (オ) 返済期到来後未返済となっている債務及び返済期未到来の 債務のうち令和4年4月26日より前に生じた期限延長、借換 え等により実質的に延滞又は固定化しているとみなされる債 務

(4) 融資枠

この事業の対象となる融資枠の上限は、利子助成金の交付を受けようとする林業者等(以下「利子助成申請者」という。)当たり、次のとおりとする。

ア 公庫資金

3億円

- イ 民間資金
 - ① (3)のイの①に掲げる資金5,000万円
 - ② (3)のイの②又は③に掲げる資金 3億円又は林業経営の維持安定を目的とした債務の償還負担の 軽減に必要な資金のいずれか低い額

(5) 利子助成期間

この事業の利子助成期間は、償還終了時までとし、最長 10 年間とする。ただし、(1) のアに掲げる対象者が(3) のアの②に掲げる資金を借り受ける場合、(1) のエに掲げる対象者のうち、森林経営管理法

第 37 条第 2 項に規定する経営管理実施権の設定を受けていない民間 事業者が (3) のアの⑤に掲げる資金を借り受ける場合、新型コロナウ イルス感染症による影響を受けた林業者が (3) のイの②に掲げる資金 を借り受ける場合又はコロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価 格・物価高騰等による影響を受けた林業者が (3) のイの③に掲げる資金 を借り受ける場合にあっては最長 5 年間とする。

(6) 利子助成率

この事業の利子助成率は、最大2%とする。ただし、対象資金の貸付利率が年2%を下回る場合は、当該資金の貸付利率とする。

- (7) 利子助成額の下限
 - この事業の1回あたりの利子助成額の下限は1,000円とする。
- (8) 審査委員会の設置
 - ア 補助事業者は、利子助成の審査を行うため、審査委員会を設置するものとする。
 - イ 審査委員会の構成及び運営等は、次のとおりとする。
 - ① 審査委員会は、委員長1名及び委員若干名で構成するものとする。
 - ② 補助事業者は、林業・木材産業について知見を有する学識経験者及び関係団体のうちから、委員を委嘱するものとする。
 - ③ 補助事業者は、②の委員の委嘱を行う場合には、あらかじめ林野庁長官に協議するものとする。
 - ④ 補助事業者は、審査委員会の委員の中から審査委員会の委員長を指名するものとする。
 - ⑤ 委員長は、審査委員会を主宰するものとする。
 - ⑥ 審査委員会の運営事務は、補助事業者が行うものとする。

(9) 利子助成の要件

補助事業者は、次に掲げる利子助成について、利子助成申請者が、 それぞれに定める要件を全て満たす場合に、利子助成を行うものとす る。

- ア (1) のアに定める事業対象者に係る利子助成(対象資金が(3) のア(①又は②に限る。) 又はイの①の場合に限る。)
 - ① 少なくとも約定償還期間中は事業活動を継続することが確実であって、かつ、規約等により適正な事業運営が行われると認められること。
 - ② 木材の安定供給体制の構築に資する森林施業の集約化及び木材の生産・加工・流通体制の改善に向けた努力を行っている者又は今後行うことが確実であると認められる者であること。

- イ (1) のイ又はウに定める事業対象者に係る利子助成(対象資金が(3) のア(②から④までに限る。) の場合に限る。)
 - ① 少なくとも当該資金の約定償還期間中は事業活動を継続することが確実であること。
 - ② 規約等により適正な事業運営が行われると認められる者であること。
- ウ (1) のエに定める事業対象者に係る利子助成(対象資金が(3) のアの⑤の場合に限る。)
 - ・ 少なくとも償還期間中は規約等により適正な事業運営が行われると認められること。
- エ (1)のア又は才に定める事業対象者に係る利子助成(対象資金が (3)のイの②又は③の場合に限る。)
 - ① 少なくとも当該資金の約定償還期間中は、事業活動を継続することが確実であること。
 - ② 新型コロナウイルス感染症又はコロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響により経済的な被害を受けた林業者として信用基金が債務保証を行い、かつ、林業信用保証事業交付金実施要綱(平成15年10月6日付け15林政企第55号農林水産事務次官依命通知)別表1(2)の保証活用支援事業のうち事業再建支援タイプの活用により債務保証に必要な保証料が免除された資金であること。
 - ③ 対象資金の貸付利率が、既往債務の借入金の利率以下かつ年2%以下であること。

2 地域材利用促進利子助成事業

(1) 対象資金

地域材利用促進緊急利子助成事業実施要領の一部改正について(平成 28 年 4 月 1 日付け 27 林政企第 332 号林野庁長官通知)による改正前の地域材利用促進緊急利子助成事業実施要領(平成 23 年 4 月 1 日付け 22 林政企第 66 号林野庁長官通知)に基づき、利子助成の交付決定を受けた資金

(2) 利子助成期間

この事業の利子助成期間は、償還終了時までとし、最長 15 年間とする。

(3) 利子助成率

この事業の利子助成率は、最大2%とする。ただし、対象資金の貸付利率が年2%を下回る場合は、当該資金の貸付利率とする。

3 林業経営基盤整備緊急利子助成事業

(1) 対象資金

地域材利用促進緊急利子助成事業実施要領の一部改正について(平成 26 年 3 月 31 日付け 25 林政企第 98 号林野庁長官通知)附則第 1 項による廃止前の林業経営基盤整備緊急利子助成事業実施要領(平成 25 年 2 月 26 日付け 24 林政企第 81 号林野庁長官通知)に基づき、利子助成の交付決定を受けた資金

(2) 利子助成期間

この事業の利子助成期間は、償還終了時までとし、最長 15 年間とする。

(3) 利子助成率

この事業の利子助成率は、最大年2%とする。ただし、対象資金の貸付利率が年2%を下回る場合は、当該貸付利率とする。

第4 事業計画

交付要綱別記6の第2の3の林野庁長官が定める事項は次のとおりと する。

- 1 交付要綱別記6の第2の1の事業計画については、交付要綱第5に定める交付申請書をもって代えるものとする。
- 2 交付要綱別記6の第2の2による事業計画等の重要な変更は、交付要綱別表1の「重要な変更」欄に掲げる事項に該当する場合とし、交付要綱第11に定める変更等承認申請書の提出をもって代えるものとする。

第5 事業の実施

1 交付規程

補助事業者は、この事業を実施するに当たり、融資機関が融通する対象資金に対する利子助成に関する規程(以下「交付規程」という。)を 作成し、林野庁長官の承認を受けるものとする。

2 利子助成の申請

第3の1の事業の利子助成申請者は、交付規程の定めるところにより、 利子助成金交付申請書を作成し、補助事業者に提出するものとする。

また、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範: 林業)事業者向け(令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官 通知)」又は「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規 範:木材産業)事業者向け(令和3年2月26日付け2林政産第168号林野庁長官通知)」を踏まえて作業安全に関する取組を行うものとし、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向け チェックシート」又は「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:木材産業)事業者向け チェックシート」を記入の上、利子助成の申請に当たり補助事業者へ提出するものとする。ただし、過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。

3 利子助成の決定

補助事業者は、利子助成申請者から、第3の1の事業の利子助成の申請があったときは、審査委員会の審査を経て、利子助成を決定するものとする。

ただし、第3の1の(3)のイの②又は③に掲げる資金にあっては、審査 委員会の審査によらず利子助成を決定することができるものとし、その 取扱いについて信用基金に通知するものとする。

4 利子助成金の交付

- (1) 補助事業者は利子助成を決定したときは、利子助成期間中、毎年、対象資金の残高に利子助成率を乗じた額の利子助成金を利子助成の決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)に交付するものとする。
- (2) 利子助成は、交付規程に基づき行うものとする。
- (3) 補助事業者は、交付対象者が対象資金に係る利子を融資機関に支払ったことを確認した後でなければ、利子助成金の交付を行ってはならない。

5 利子助成金の交付の中止及び返還

補助事業者は、交付対象者が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、やむを得ないと認められる場合を除き、交付規程の定めるところにより、利子助成金の交付を中止し、又は既に交付した利子助成金の全部若しくは一部について、交付対象者から返還させることとする。

- (1) 第3の1の(1) のアに定める事業対象者に係る利子助成については、 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置 法第3条第1項又は第4条第1項若しくは第2項の認定が取り消され たとき
- (2) 第3の1の(1) のエに定める事業対象者に係る利子助成については、 当該事業対象者に係る森林経営管理法第36条第2項の規定による公

表が取りやめられたとき又は同法第 40 条の規定により経営管理実施 権配分計画の全部が取り消されたとき

- (3) 事業を中止したとき
- (4) 融資機関との対象資金に係る金銭消費貸借契約を解約・解除したとき
- (5) 対象資金について融資機関から繰上償還の請求が行われたとき
- (6) 延滞となっており、かつ、次回の約定償還日までに延滞が解消できなかったとき
- (7) 補助事業者が求めた報告を怠り、若しくは調査を拒み、又は提出した 書類に虚偽の事実が記載されていたとき
- (8) その他利子助成を継続して実施することが適切ではないと認められるとき
- (9) 第3の1の(3)のイの②又は③に掲げる資金に係る信用基金の債務保証が解約・解除されたとき

第6 事業の実施時期

第3の1の事業の新規採択実施期間は、令和4年度までとする。

第7 指導

林野庁長官は、この事業の実施に関して、補助事業者及び融資機関に対し、指導及び監督を行うものとする。

第8 報告

交付要綱別記6の第4の林野庁長官の定める報告については、次のとおりとする。

- 1 本事業の実績については、交付要綱第16に定める実績報告書をもって報告することとする。
- 2 補助事業者は、利子助成事業開始翌年度から終了翌年度まで、毎年度、交付対象者に助成対象となった事業の実施による効果等の状況を報告させ、7 月末までに国に報告するものとする。
- 3 国は、本事業の実施状況等について、補助事業者に対して必要に応じて 資料の提出を求めること等ができるものとする。
- 4 林野庁長官は、本事業の補助対象経費の算定の根拠となる書類を別途指 定し、補助事業者に対して提出を求めることとする。

第9 国の助成措置

- 1 交付要綱別記6の第3に規定する国の助成措置に係る補助対象経費は別表1のとおりとし、補助対象経費の範囲及び算定方法については別表2のとおりとする。
- 2 補助事業者は、毎事業年度終了後遅滞なく補助金の精算を行い、別に定めるところにより国に報告しなければならない。また、補助事業者は、融資機関との賃借契約の解約・解除及び繰上償還等の償還計画の変更により残金が生じたとき、当該残金を国庫に返還するものとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、林野庁長官が別に定めるものとする。

附則

- 1 この通知は、令和4年4月26日から施行する。
- 2 この通知による改正前の林業施設整備等利子助成事業実施要領 (平成 23 年4月1日付け 22 林政企第 66 号林野庁長官通知)に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

別表1 (第9関係)

事業区分	補助対象経費
1 林業施設整備等利子助成事業	1111/24/24 24 21/17/28
(1) 利子助成事業	ア 利子助成費
(2) 事務運営推進事業	ア 技術者給
	イ 賃金
	ウ 謝金
	工 旅費
	才 需用費
	力。役務費
	キ 使用料及び賃借料
2 地域材利用促進利子助成事業	
(1) 利子助成事業	ア 利子助成費
(2) 事務運営推進事業	ア・技術者給
	イ 賃金
	ウ 謝金
	工旅費
	才 需用費
	力 役務費
3 林業経営基盤整備緊急利子助成	
事業 (1) 利子助成事業	ア 利子助成費
(1) 利丁奶风事未	
(2) 事務運営推進事業	ア 技術者給
	イ 賃金
	ウ 謝金
	工 旅費
	才需用費
	力 役務費

別表2 (第9関係)

別表2(第一補助対象		経費範囲及び算定方法
利子助成費		林業施設整備等利子助成事業のための利子助成に必要な経費と
		する。
技術者給		「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について
		(平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理
		課長通知)」によるものとする。
賃金		事業を実施するために追加的に必要となる業務(資料整理、補
		助、事業資料の収集等)について、当該事業を実施する事業実施
		主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価とする。
		賃金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超え ない妥当な根拠に基づき設定する必要がある。
		ない。安日は低煙に至りで飲たする必安がある。
謝金		事業を実施するために追加的に必要となる資料整理、補助、専
		門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た講師等に対す
		る謝礼に必要な経費とする。
		謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超え
		ない妥当な根拠に基づき設定する必要がある。 なお、事業実施主体に対して謝金を支払うことはできない。
		なわ、事業失肥工件に対して耐並を又払うことはくさない。
旅費		事業を実施するために追加的に事業実施主体が行う必要がある
		資料収集、調査、検討会、指導、講師等の派遣、打合せ、普及啓
		発、委員会の実施等に必要な経費とする。
需用費		 事業を実施するために追加的に必要となる消耗品費、印刷製本
1111/11 💢		費等の経費とする(通常の団体運営に伴って発生する事務所の経
		費は含まれない。)。
	消耗品費	
		消耗器材、各種事務用品等の調達に必要な経費とする。
	印刷製本	
	費	の印刷に必要な経費とする。
役務費		事業を実施するために追加的に必要となる人的サービス等に対 「おいった」となる人のサービス等に対
		して支払う経費であり、通信運搬費等とする。
	通信運搬	事業を実施するために必要となる郵便料、諸物品の運賃の支払
	費	等に必要な経費とする。

使用料及び	事業を実施するために必要となる会場の借上げに必要な経費と
賃借料	する。